

令和7年1月～令和7年12月の医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術の件数は以下のとおりです。

1. 医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6の区分1に分類される手術

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	11 件
イ	黄斑下手術等	11 件
ウ	鼓室形成手術等	8 件
エ	肺悪性腫瘍手術等	1 件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	31 件

2. 医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6の区分2に分類される手術

ア	靭帯断裂形成手術等	2 件
イ	水頭症手術等	40 件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	2 件
エ	尿道形成手術等	7 件
オ	角膜移植術	0 件
カ	肝切除術等	27 件
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	4 件

3. 医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6の区分3に分類される手術

ア	上顎骨形成術等	1 件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0 件
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0 件
エ	母指化手術等	0 件
オ	内反足手術等	0 件
カ	食道切除再建術等	5 件
キ	同種死体腎移植術等	0 件

4. 区分4に分類される手術の件数

508 件

5. その他の区分に分類される手術

人工関節置換術	98 件
乳児外科施設基準対象手術	0 件
ペースメーカー移植術及び ペースメーカー交換術	88 件
冠動脈、大動脈バイパス移植術及び 体外循環を要する手術	55 件
経皮的冠動脈形成術 経皮的冠動脈粥腫切除術及び 経皮的冠動脈ステント留置術	231 件